

令和7年度 京都市立春日丘中学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

初期段階のいじめや解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定）に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う

2 いじめ対策委員会

いじめに対する校内の組織体制として、予防的措置や実際の解決策を講じていく。組織の特徴として重要事案にも即座に対応でき、全教職員の共通理解と全校体制で指導できる組織となっている。さらに、スクールカウンセラーが構成員となっていることにより、医療機関等との連携が図れ、当該生徒の心のケアを支援できる組織となっている。

[構成]

学校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、生徒会主任、補導主任、養護教員、
総合育成支援教育主任、スクールカウンセラー

[役割]

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたらいじめ対策委員会で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

[開催時期]

- ・定例会 週1回おこなう
- ・緊急会議 事態の状況により随時おこなう

[生徒・保護者等への周知方法]

- ・学校だよりおよび学校ホームページを通じてお知らせします。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

学習環境の整備

- 学級の雰囲気を整えることが極めて重要であり、学習場所としての環境（物的環境）や学習習慣の育成（人的環境）を学級担任や教科担任を中心に、全教職員が協力して進めていく。
- 学習規律の徹底が重要である。授業中の私語や忘れ物、授業への遅刻など、早期に毅然とした指導をする必要をおこない、『よい授業』づくりが展開できるようにする。

授業改善の充実

- 京都市独自の「教育課程指導計画」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- 各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

道徳教育、人権教育の充実

- 生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまでに行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。

生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- 職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。
- 生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

生徒同士の絆づくり

- 教職員は、生徒主体の「絆づくり」ができるような「場」や「機会」を準備する、いわゆる「居場所づくり」をおこなう。
- 生徒会活動や部活動を通して、生徒に自発的な思いや行動を湧き起こさせるような教育活動を展開し、生徒がその中で主体的に学び、共同の活動をおこなうことで生徒主体の「絆づくり」を形成させる。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

• 日常の生徒に対する情報共有

日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実にを行う。また、保護

者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思ってきたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。

- 生徒に対する定期的な調査

日常の生徒観察に加えいじめに関するアンケート、クラスマネジメントシートを複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。

- 上記調査の結果の検証及び組織的な対処

結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量の支援・指導を行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

- 基本的な考え方

初期段階のいじめや解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

- いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有および対応（次頁フローチャート図参照）

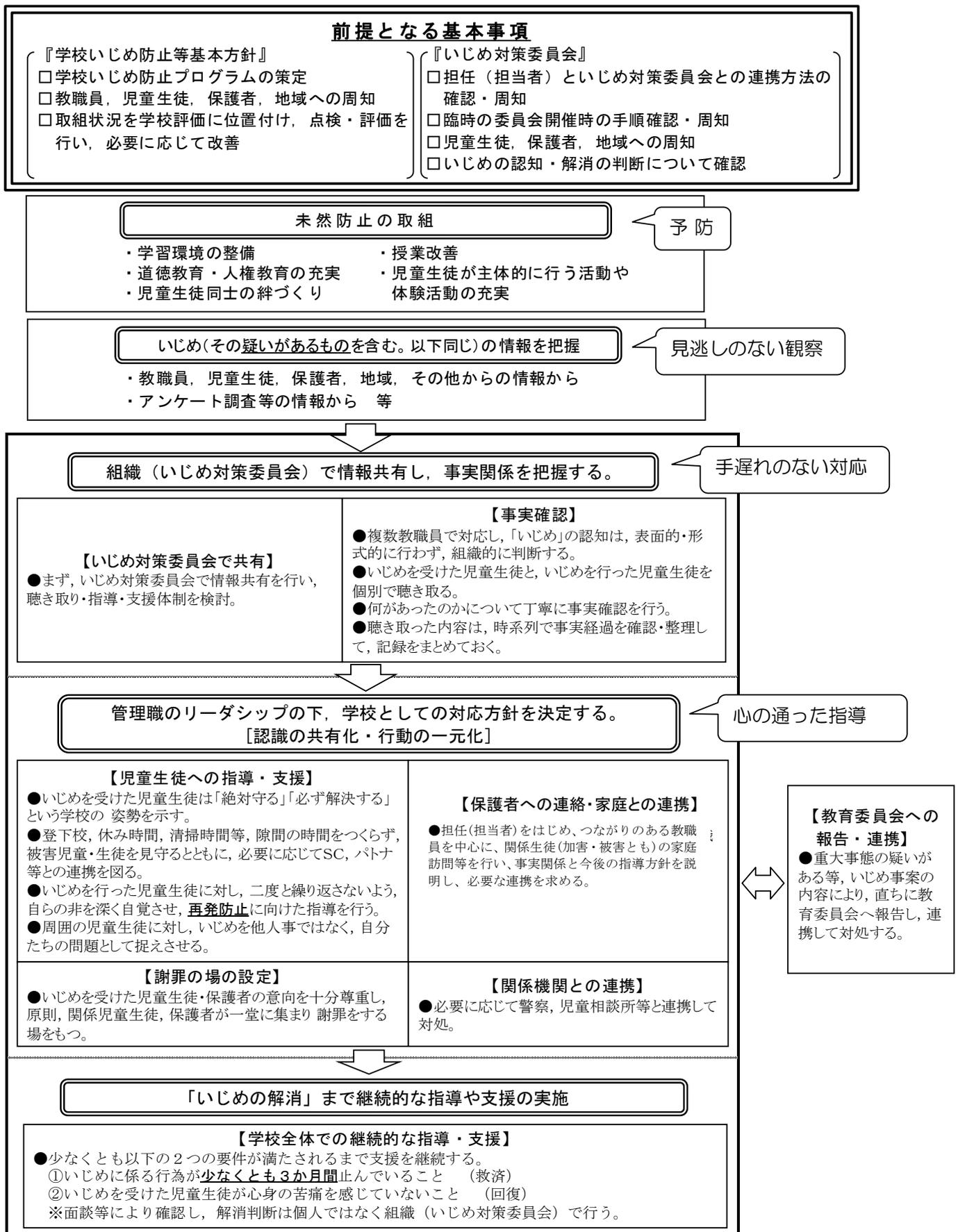
- インターネットを通じて行われるいじめへの対応

校則の遵守を指導し、個人所有の携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。保護者へは、「スマホ関わる生徒の指導について」という啓発プリントを配布し、保護者への協力を要請する。また、スマホのフィルタリングサービスの適用などについても協力依頼していく。

京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施し、インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。また、個人情報情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて、問題掌握をした際には適切な指導を行う。

- 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

被害生徒が心身の苦痛を感じていないか否かを、被害生徒や保護者との面談を通じて確認し、いじめが止んでいる状況があっても3ヶ月間は継続して見守り、再発させないために取組を継続する。



(4) 教職員の資質能力向上の取組

- 日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- 校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。
- 定期的に生徒観察を行い教職員相互で情報交換する。

4. 保護者・地域の連携

- 学校運営協議会を年間2回実施するなかで、いじめ防止の学校評価の結果と分析を通じて改善策を講じていく
- 地域生徒指導連絡協議会については役員会を1回実施し、いじめ防止を含め生徒指導全般において予防策を講じていく

5. 重大事態への対処

• 基本的な考え方

いじめにより次のような事態が認められた時は、「いじめ対策委員会」において迅速に調査に着手する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

また、上記以外でも事態の重大性を鑑みて、適切に調査していく。

• 重大事態が発生したときの対応

教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6. 年間計画

いじめの防止のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催 教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見 積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◆職員会議・校内研修会 「配慮を要する生徒の共有」 「年間指導方針・計画」の共有 ◇生徒指導委員会（いじめ対策委員会）① 「学校いじめ防止等基本方針の共有」	・入学式 ・学級開き ・新入生を迎える会 ・学級目標決め	・前年度 【記名式アンケート】 【クラス衫 ヌット】に ついて確認と共有	・教育課程説明会 ・保護者懇談会 ・PTA 総会
5	◇生徒指導委員会（いじめ対策委員会）② 「学校いじめ防止等基本方針の共有」 「教育相談の実施に向けて」 ◆職員会議・校内研修会 「学校いじめ防止等基本方針の共有」 「教育相談の実施に向けて」	・体育大会に向けての話し合い活動 ・教育相談の実施①		・体育大会参観 ・「学校いじめ防止等基本方針」および「いじめ対策委員会の構成員」の広報 ・休日参観
6	◇生徒指導委員会（いじめ対策委員会）③ 「記名式アンケートの実施に向けて」 「学校評価の実施に向けて」 ◆職員会議・校内研修会 「記名式アンケートの実施に向けて」 「学校評価の実施に向けて」	・【3年】修学旅行 ・生徒総会	・第1回記名式いじめアンケートの実施 学年集約と共有①	
7	◇生徒指導委員会（いじめ対策委員会）④ 「夏季休業中の生活について」 「第1回クラス衫 ヌットの情報共有」 ◆職員会議・校内研修会 「1学期のいじめ事案の共有」 「第1回クラス衫 ヌット情報共有」	・【2年】職場体験 ・1学期終業式 ・学年集会 【2年】非行防止教室	・第1回 クラス衫 ヌットの実施、 学年集約と共有①	・三者懇談会 ・学校評価の実施①
8	◇生徒指導委員会（いじめ対策委員会）⑤ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」 ◆職員会議・校内研修会 「第2回記名式アンケートの共有」 「第1回学校評価の共有」	・2学期始業式 ・生徒会リーダー研修 「リーダーの役割」 「フェスティバルに向けて」 ・全市中学生サミット	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有 ・組織的対応の検討	・地域パトロール

9	◇生徒指導委員会(いじめ対策委員会)⑥ 「教育相談の実施に向けて」 「第2回記名式アンケートの共有」 ◆職員会議・校内研修会 「教育相談についての共有」 「第2回記名式アンケートの共有」 「春日丘フェスティバル」についての共有	・春日丘フェスティバルに向けての取組 ・合唱コンクールに向けての取組 ・合唱コンクール		・学校運営協議会①
10	◇生徒指導委員会(いじめ対策委員会)⑦ 「第2回クリスマスツリートについての共有」 「教育相談の結果共有」 ◆職員会議・校内研修会 「第2回クリスマスツリートの共有」	・春日丘フェスティバル	・教育相談の実施② (3年進路相談)	・春日丘フェスティバル ・合唱コンクール
11	◇生徒指導委員会(いじめ対策委員会)⑧ 「第2回クリスマスツリートの情報共有」 ◆職員会議・校内研修会 「第2回クリスマスツリートの情報共有」	・オープンスクール ・【1年】校外学習 ・人権学習	・第2回クリスマスツリートの実施 ・第2回記名式アンケートの実施 学年集約と共有②	・進路保護者会 ・入学説明会 ・授業参観 ・家庭教育学級
12	◇生徒指導委員会(いじめ対策委員会)⑨ 「第3回記名式アンケート共有」 「いじめ防止プログラムの見直し②」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」 ◆職員会議・校内研修会 「2学期のいじめ事案の共有」	・【2年】校外学習 ・2学期終業式 ・学年集会 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え		・三者懇談会 ・学校評価の実施②
1	◇生徒指導委員会(いじめ対策委員会)⑩ 「第3回記名式アンケートの共有」 ◆職員会議・校内研修会 「第2回学校評価の共有」 「第3回記名式アンケートの共有」 「年間反省(部会)」	・3学期始業式 ・小中合同授業研修会 ・【1年】ケータイ教室	・第3回記名式アンケートの実施 学年集約と共有③	
2	◇生徒指導委員会(いじめ対策委員会)⑪ 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆職員会議・校内研修会 「年間反省(全体会)」 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	【3年】薬物乱用防止教室		・学校運営協議会
3	◇生徒指導委員会(いじめ対策委員会)⑫ 「いじめ防止プログラムの見直し③」 ◆職員会議・校内研修会 「年間反省(全体会)」 「年間のいじめ事案の経過の共有」 「次年度のいじめ防止基本方針提示」	・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会 ・修了式	・記名式アンケートの 保管 ・クリスマスツリート データ保管	